

社会資本整備重点計画(素案)に対する 主な御意見(パブリックコメント・都道府県からの意見)及びそれに対する考え方

※パブリックコメント意見提出総数 51件(10者) 令和3年4月6日～4月26日
都道府県意見提出総数 78件 令和3年4月6日～4月26日

該当箇所	重点計画素案に対する意見	意見に対する考え方
第1章 社会資本整備を取り巻く 社会経済情勢	○最近の社会情勢に関する意見(科学技術政策の動向、訪日外国人旅行者の動向)	○科学技術政策の動向については、以下の内容を追記するとともに、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。 ・「 <u>第6期科学技術・イノベーション基本計画</u> 」においても、 <u>Society 5.0を「持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ(well-being)を実現できる社会」と位置付け、国内外の情勢を踏まえて実現させていく必要があるとしている</u> ○訪日外国人旅行者の動向について、ご意見の趣旨はおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
第2章 社会資本整備に関する 今後の方向性	○自然環境に関する意見(再生・創出の必要性)	○自然環境について、ご意見の趣旨はおおむね記述していますが、以下の内容を追記するとともに、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。 ・自然環境などの保全・ <u>再生・創出・維持管理</u> がなされている
	○PPP/PFI・民間活用に関する意見(PPP/PFIの拡大、公共空間の民間の利活用、外資規制等)	○PPP/PFIにより効率的かつ効果的に社会資本の整備を行うことや、インフラの利活用段階において民間のノウハウや創意工夫を取り入れることなどを記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
	○建設業の担い手確保及び育成、生産性向上に関する意見(国内人材の育成、労働環境の改善等)	○建設業の担い手確保及び育成、生産性向上、技能労働者の処遇改善等について、ご意見の趣旨はおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
	○その他社会資本整備に関する今後の方向性に関する意見(安定的・持続的な公共投資の確保、インフラ投資の推進、資金調達、新技術の活用、関係省庁と地方公共団体の連携等)	○安定的・持続的な公共投資を確保することや、社会資本整備が未来への投資であること、開発された技術の導入・実用化を図ること、関係省庁や地方公共団体と連携することなどを記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。

<p>第3章 計画期間における重点 目標、事業の概要</p> <p>○重点目標1：防災・減 災が主流となる社会の 実現</p>	<p>○気候変動の影響等を踏まえた流域治水等の 推進に関する意見(河川改修、貯留浸透機能、 既存ダムの洪水調整機能の強化、既存の優良 技術の活用、流域治水の周知徹底等)</p>	<p>○水害対策等について、ご意見の趣旨はおおむね記述していますが、以下の内 容を追記するとともに、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>河川管理者や下水道管理者等が主体となって行う治水対策を加速すること に加え、関係省庁・官民が連携して、利水ダムを含む既存ダムやため池の 洪水調節機能の強化、水田等による雨水貯留浸透機能の活用、森林整備・治 山対策等を進める</u> ・<u>「流域治水」等の推進に当たっては、水災害によるリスクや流域での取り組 みを分かりやすく伝えることで、企業や住民などのあらゆる関係者が協働し て取り組むことを促進することも重要である</u>
	<p>○地震・津波等の災害に対するリスクの低減に 関する意見(日本海溝・千島海溝沿い巨大地 震、事前復興の周知啓発、高台まちづくりの 推進、防災人材の育成、マイタイムラインの 活用促進等)</p>	<p>○地震・津波等の災害対策について、ご意見の趣旨はおおむね記述していま すが、以下の内容を追記するとともに、計画の実施に当たり適切に対処してま いります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波災害についても、南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震 等のリスクに備え、最大クラスの津波に対する、ハードとソフトの施策を組 み合わせた多重防御による対策の推進が必要である ・南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大 規模地震が想定されている地域等において対策が必要な①河川堤防等の整 備率(計画高までの整備と耐震化)及び②水門・樋門等の耐震化率 ・南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大 規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率
	<p>○災害時における交通機能確保に関する意見 (交通ネットワークの多重性・代替性の確 保、補助国道や県道も活用したダブルネッ トワークの強化、陸・海・空の主要な交通施設 の災害対策強化等)</p>	<p>○災害時における交通機能確保策について、ご意見の趣旨はおおむね記述して いますが、以下の内容を追記するとともに、計画の実施に当たり適切に対処 してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>近年の激甚化した災害においては、交通機能が長期にわたって損なわれ、社 会・経済活動に大きな影響を与える事態が発生していることから、交通ネッ トワークの多重性・代替性の確保など、交通・物流の機能確保を推進する必 要がある</u> ・災害に強い<u>道路ネットワークの構築</u>

	○災害リスクを前提とした危機管理対策の強化に関する意見(建設キャリアアップシステムへの理解促進、復旧・復興体制の強化、TEC-FORCEの機能強化・周知理解促進、地区防災計画等)	○建設キャリアアップシステムやTEC-FORCE等について、ご意見の趣旨はおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
第3章 ○重点目標2：持続可能なインフラメンテナンス	○計画的なインフラメンテナンス、新技術の活用等によるインフラメンテナンスの高度化・効率化に関する意見(地方公共団体への支援、国民の理解促進、新技術の導入、長寿命で耐久性の高い材料の活用、汚水処理施設の集約等)	○インフラメンテナンスについて、ご意見の趣旨はおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
第3章 ○重点目標3：持続可能で暮らしやすい地域社会の実現	○コンパクトシティの形成に関する意見(自立分散型都市構造の形成、空間・景観・環境価値の高い都市、衣食住全てを完結できるまちづくり等)	○魅力的なコンパクトシティの形成や美しい景観・良好な環境形成等について、ご意見の趣旨はおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
	○交通ネットワーク整備に関する意見(人流・物流ネットワークの整備促進、新幹線基本計画路線等)	○人流・物流ネットワークの整備について、ご意見の趣旨はおおむね記述しており、素案のとおりとしておりますが、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。 ○なお、基本計画路線のあり方については、中長期的に議論していく必要があるため、素案のとおりといたします。
	○バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意見(鉄軌道車両のバリアフリー化率等)	○バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進について、ご意見の趣旨はおおむね記述しておりますが、鉄軌道車両のバリアフリー化率の指標に関して以下の内容を追記するとともに、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。 ・鉄軌道車両のバリアフリー化率 R元年度 74.6% ¹ → R7年度 約70% ¹ 令和元年度の現状値(74.6%)は、本指標に関する基準改正(令和2年4月)前の数値。改正後の基準への適合状況は50%程度。

<p>第3章</p> <p>○重点目標4：経済の好循環を支える基盤整備</p>	<p>○サプライチェーン全体の強靱化・最適化や観光活性化等に向けた基盤整備等に関する意見（首都圏環状道路、工業団地・物流拠点へのアクセス道、バイパス整備、港湾の機能強化、三大都市圏の国際空港等の機能強化、新幹線整備等）</p>	<p>○サプライチェーン全体の強靱化・最適化や観光活性化等に向けた基盤整備等について、ご意見の趣旨はおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。</p> <p>○三大都市圏の国際空港等の機能強化について、個別具体の事業・施策は、現時点で方針として定まっている内容を踏まえ記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。</p> <p>○整備新幹線の整備は、従前より政府・与党申合せ等に基づいて着実な整備が進められてきたところであり、現時点における政府・与党申合せを踏まえ記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。</p>
<p>第3章</p> <p>○重点目標5：インフラ分野のデジタル・トランス</p>	<p>○インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーションに関する意見（インフラ関連産業におけるICTの活用、官民連携による新技術の活用、デジタルガバメント実現、3次元地図の高度化、利水ダムにおける情報網整備率等）</p>	<p>○i-Constructionの推進、新技術の社会実装の推進、行政手続のデジタル化の推進など、ご意見の趣旨はおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。</p>
<p>第3章</p> <p>○重点目標6：インフラ分野の脱炭素化・インフラ空間の多面的な利活用による生活の質の向上</p>	<p>○地球温暖化対策の推進に関する意見（都市の脱炭素化、環境性能に優れた材料・工法の活用、汚泥エネルギーの有効利用等）</p>	<p>○地球温暖化対策の推進に関するご意見について、ご意見の趣旨はおおむね記述していますが、以下の内容を追記するとともに、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。</p> <p>・<u>ライフサイクル全体の観点から、省CO2に資する材料等の活用促進など、インフラの計画・設計、建設施工、更新・解体等の各段階において脱炭素化に向けた取組を推進する必要がある</u></p>
	<p>○生態系等に関する意見（生態系ネットワーク、エコロジカルネットワーク形成、適切な水質管理等）</p>	<p>○生態系等に関するご意見について、以下の内容を追記するとともに、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。</p> <p>・<u>生物多様性の保全と持続可能な利用</u></p> <p>・「新しい生活様式」に対応したゆとりある豊かな暮らし方や防災力の向上及び生物多様性の確保等に資するグリーンインフラの推進</p> <p>・<u>生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の推進</u></p> <p>・<u>都市における生物多様性の確保を図るため、生物多様性に配慮した都市づくりを推進</u></p>

	○インフラ空間の見直しに関する意見(公的空間の活用推進等)	○インフラ空間の見直しに関するご意見について、ご意見の趣旨はおおむね記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
第4章 計画の実効性を確保する方策	○計画の着実な推進に関する意見(計画的推進、関係者の積極的な関与、新工法の採用等)	○第2章において社会資本整備を戦略的・計画的に推進すること、「3つの総力」として関係者の総力を挙げる旨や開発された技術の導入・実用化を図る旨等を記述しており、素案のとおりとして、計画の実施に当たり適切に対処してまいります。
	○計画の実行に向けた事業見通し・事業規模等に関する意見	○本重点計画に基づき、各地方の特性、将来像や整備水準に応じて重点的、効率的に整備するための計画として、地方ブロックにおける社会資本整備重点計画を策定することとされており、個別の事業については当該計画策定時に議論されることになっております。
その他	○表現の適正化、用語の分かりやすい説明を求める意見	○適宜表現を適正化し、文章や注釈を追記することで分かりやすい説明となるようにしています。
	○個別のKPIに関する意見	○適宜注釈を追記するなど、分かりやすい記載になるようにしています。
	○社会資本整備重点計画の本来の対象ではない事項に関する意見(運賃値上げ等)	○社会資本整備重点計画の本来の対象ではないことから、素案のとおりとします。
	○パブリックコメントの実施期間、方法に関する意見	○従前と同様、法令等に準拠し、適切に実施しているものと考えています。